

(政社)発第 457 号

2017 年 7 月 10 日

各 位

一般社団法人日本経済団体連合会
専務理事 椋田 哲史

「旧姓の通称としての使用」の拡大に向けた内閣府の取り組みへのご協力をお願い

拝啓 ますますご清祥のことと存じます。

現在、内閣府は、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、「旧姓の通称としての使用」の拡大に向けた取り組みを進めております。

その一環として、去る 6 月 30 日に内閣府が公表した「旧姓使用の状況に関する調査報告書」によると、旧姓使用を認めている企業は調査回答企業 4,695 社のうち全体の 49.2%に止まっております。

これを受けて、内閣府より、経団連に対し、旧姓の通称としての使用拡大について、添付の通り会員企業に対する周知ならびに協力依頼がございました。

つきましては、政府の取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

敬 具

【内閣府お問い合わせ先】

内閣府 男女共同参画局調査課

Tel 03-6257-1363

【本ご案内に関するお問い合わせ先】

経団連 政治・社会本部

Tel 03-6741-0537 (千葉)

Fax 03-6741-0352

E-mail diversity@keidanren.or.jp

以 上

府共第469号-1
平成29年7月5日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

内閣府男女共同参画局長

旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組について (依頼)

男女共同参画社会の実現に向けた取組に、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、内閣府では、関係各省との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、婚姻等により戸籍上の氏が変わった場合であっても、希望する方が、職場等で旧姓を通称として使い続けられるようにするために、「旧姓の通称としての使用の拡大」に向けた取組を進めています。

この取組の一つとして、内閣府では、民間調査機関に委託して、企業及び個人の旧姓使用の状況に関する調査を実施し、本年6月30日に「旧姓使用の状況に関する調査報告書」(※1)を公表しました。本調査結果によると、調査票を回収した4,695社のうち、旧姓使用を認めている企業は49.2%(※2)となっています(別添1)。

旧姓使用については、本年5月25日に、男女共同参画会議において、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第3号(※3)に基づく内閣総理大臣及び関係各大臣への意見として決定された「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(別添2)において、「引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである」として、政府の取組が求められています。また、これを受けて、本年6月6日に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定した「女性活躍加速のための重点方針2017」(別添2)では、マイナンバーカード等への旧姓併記の推進や、旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討に加えて、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行うこととされており、政府として、旧姓の通称としての使用の拡大に取り組むこととされています。

つきましては、貴団体におかれましても、政府の取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等への周知に向けた御協力の程よろしくお願いいたします。

(※1) 「旧姓使用の状況に関する調査報告書」は、男女共同参画局ホームページを参照ください。

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html>

(※2) 「旧姓使用を認めている」と「条件付きで認めている」を合わせた割合。

(※3) 男女共同参画社会基本法 (抄)

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 (略)

(別添1)

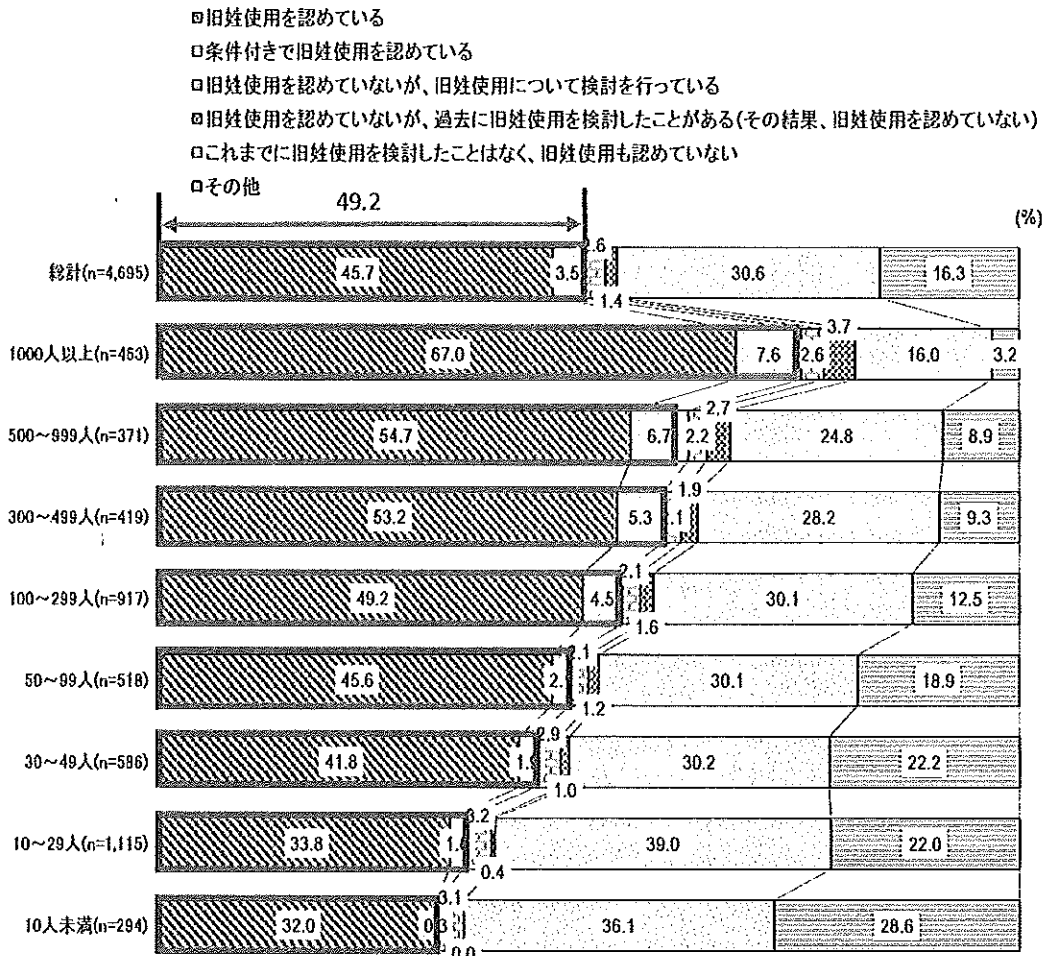
企業における旧姓使用の状況

(平成28年度 男女共同参画局委託調査「旧姓使用の状況に関する調査報告書」より抜粋)

(1) 旧姓使用の状況(企業規模別)

- 調査票を回収した4,695社のうち、「旧姓使用を認めている」は45.7%、「条件付き旧姓使用を認めている」は3.5%で、何らかの形で旧姓使用を認めている企業は49.2%である(以下、「旧姓使用を認めている」と「条件付きで旧姓使用を認めている」の合計を『旧姓使用を認めている』とする)。
- 1,000人以上の企業では、「旧姓使用を認めている」と「条件付きで認めている」の合計が74.6%、500~999人では61.4%、300~499人では58.5%、100~299人では53.7%、50~99人では47.7%、30~49人では43.7%、10~29人では35.4%、10人未満では32.3%となっており、企業規模が大きいくほど旧姓使用を認めている企業の割合が高い。

図1 旧姓使用の状況(企業規模別)

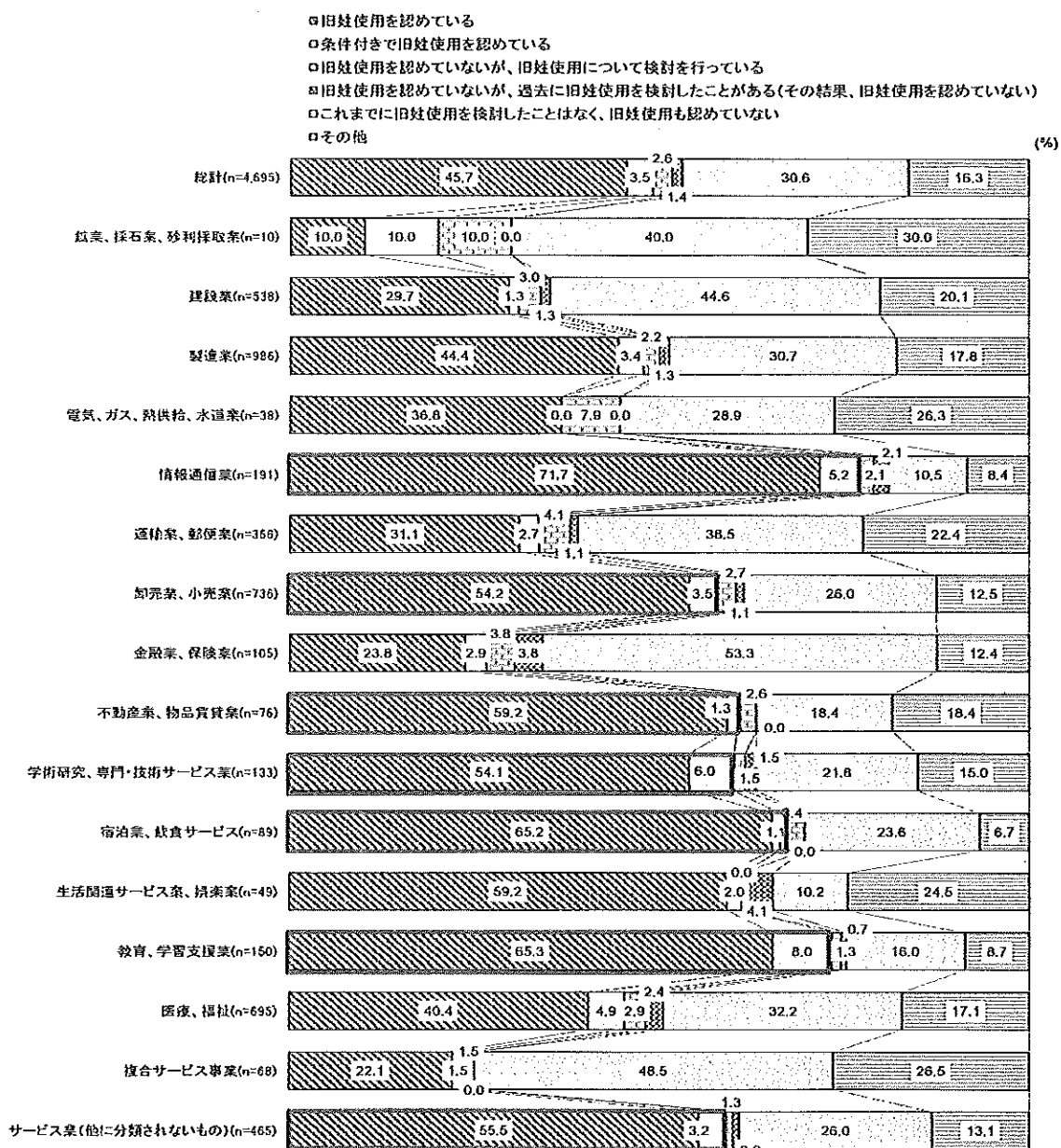


(備考)「その他」は、「旧姓使用を考えたことがない」、「従業員からこれまで旧姓使用の要望がない」、「社員構成が、男性のほか、少数の未婚女性のみである」、「家族経営なので、旧姓を使うという考えがない」など。

(2) 旧姓使用の状況(業種別)

- 50社以上の企業から回答のあった業種の結果をみると、情報通信業、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業、サービス業(他に分類されないもの)の7業種において、『旧姓使用を認めている』企業の割合が5割を超える(最も高い情報通信業で76.9%)。
- 一方、『旧姓使用を認めている』企業の割合の低い業種は複合サービス事業、金融業・保険業で、『旧姓使用を認めている』企業の割合が3割を下回る(最も低い複合サービス業で23.6%)。

図2 旧姓使用の状況(業種別)

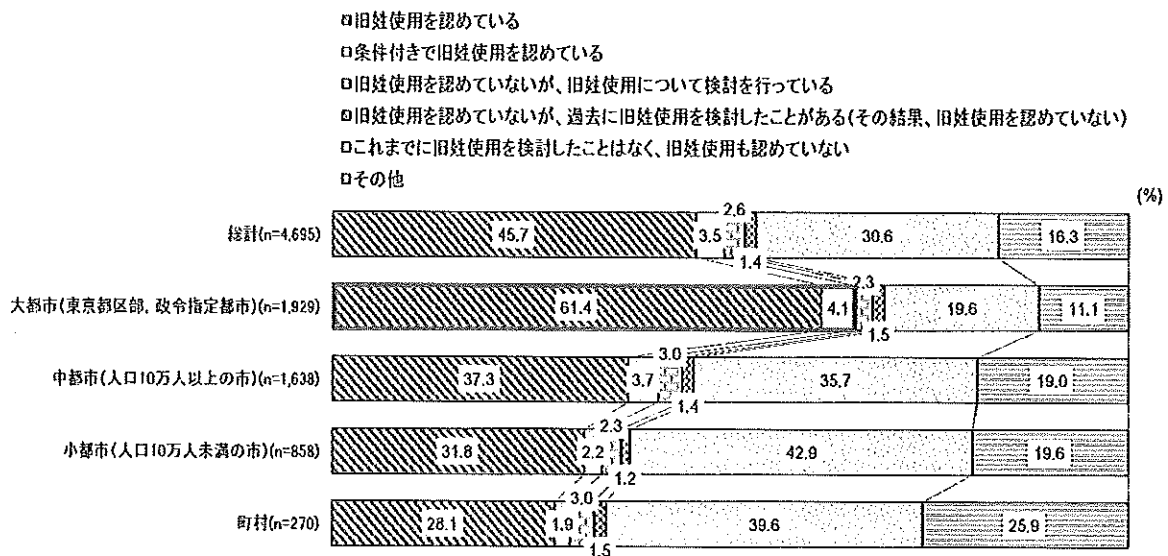


(備考)「その他」は、「旧姓使用を考えたことがない」、「従業員からこれまで旧姓使用の要望がない」、「社員構成が、男性のほか、少数の未婚女性のみである」、「家族経営なので、旧姓を使うという考えがない」など。

(3) 旧姓使用の状況(都市規模別)

- 企業における旧姓使用の状況を都市規模別にみると、大都市では『旧姓使用を認めている』企業の割合が高く、65.5%である。中都市では41.0%、小都市では34.0%、町村では30.0%となっており、都市規模が大きいほど『旧姓使用を認めている』の割合は高い。
- 一方、「これまでに旧姓使用を検討したことはなく、旧姓使用も認めていない」と回答した企業は、都市規模が小さくなるほど割合が増え、大都市では19.6%であるのに対し、町村では39.6%である。

図3 旧姓使用の状況(都市規模別)

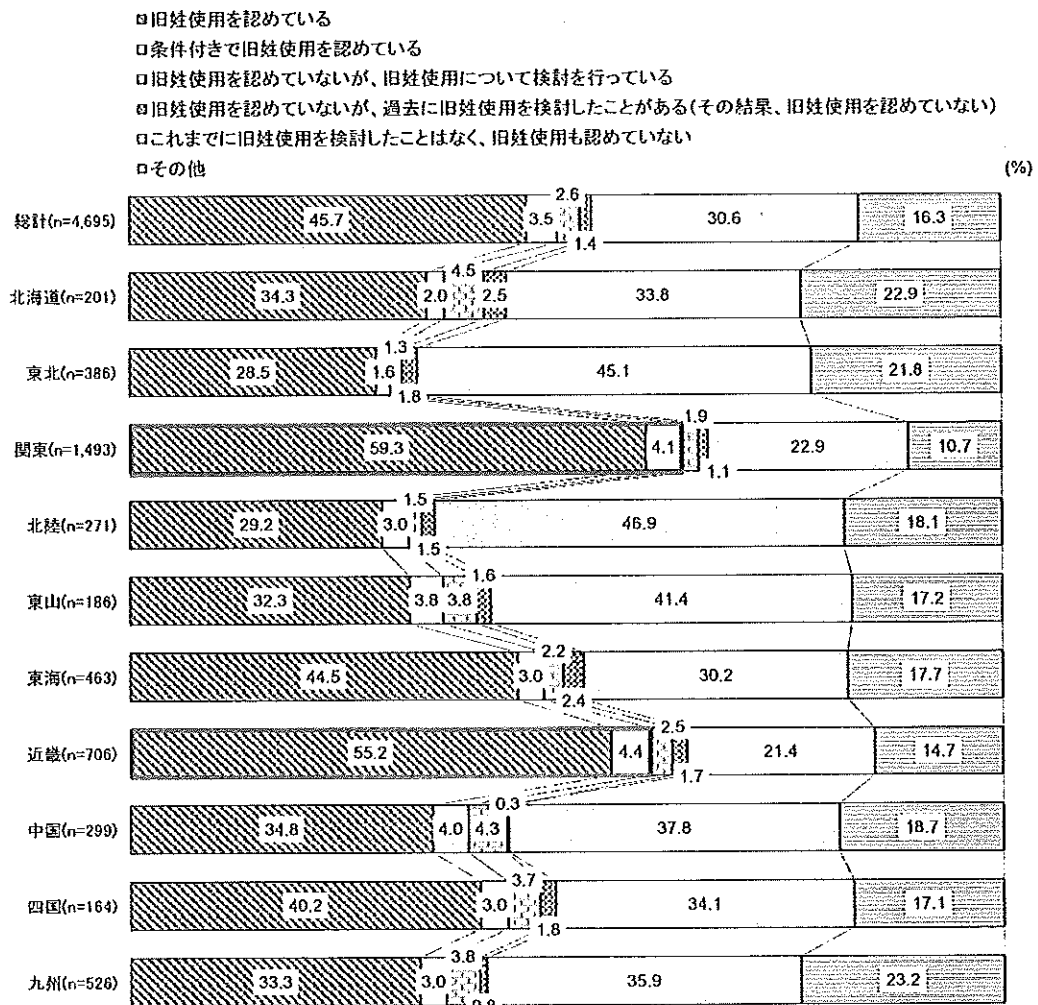


(備考)「その他」は、「旧姓使用を考えたことがない」、「従業員からこれまで旧姓使用の要望がない」、「社員構成が、男性のほか、少数の未婚女性のみである」、「家族経営なので、旧姓を使うという考えがない」など。

(4) 旧姓使用の状況(地方別)

- 地方別にみると、大都市圏を抱える関東(63.4%)、近畿(59.6%)の2地域で『旧姓使用を認めている』企業の割合が5割を超える。
- 一方、『旧姓使用を認めている』企業の割合が低いのは、東北(30.1%)と北陸(32.2%)である。

図4 旧姓使用の状況(地方別)



(備考) 1. 「その他」は、「旧姓使用を考えたことがない」、「従業員からこれまで旧姓使用の要望がない」、「社員構成が、男性のほか、少数の未婚女性のみである」、「家族経営なので、旧姓を使うという考えがない」など。

2. 地方は、下記の定義に従い分類している。

北海道: 北海道

東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北陸: 新潟県、富山県、石川県、福井県

東山: 山梨県、長野県、岐阜県

東海: 静岡県、愛知県、三重県

近畿: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(別添2)

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(抜粋)

平成29年5月25日
男女共同参画会議

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

潜在力たる女性の活躍が不可欠となる中で、保育所に子供を預けられないとの切実な国民の声に応えるための施策や「介護離職ゼロ」に向けた施策の推進を積極的に図るべきである。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

<旧姓の通称としての使用の拡大>

【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(男女共同参画))、総務大臣、外務大臣、関係大臣】

引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである。特に、マイナンバーカード等への旧姓併記を進めるとともに、既に一部認められている旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討のほか、銀行口座の開設等で旧姓使用がしやすくなるよう働きかけを行うべきである。

(別添3)

女性活躍加速のための重点方針 2017(抜粋)

平成 29 年 6 月 6 日
すべての女性が輝く社会づくり本部

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(1) 女性が働きやすい制度等への見直し
(略)

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

① マイナンバーカード等への旧姓併記の推進

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成 30 年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。

② 旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討

旅券について、平成 31 年度を目途に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。

③ 銀行口座等の旧姓使用

銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。

(3) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
(略)

(4) 女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し
(略)